
5028. 関税等更正請求事項登録

業務コード	内 容
KKA	関税等更正請求事項登録

1. 業務概要

「関税等更正請求（KKC）」業務に先立ち、関税等更正請求事項を登録する。

登録した関税等更正請求事項は、KKC業務までの間訂正できる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した関税等更正請求事項は、KKC業務が行われない場合は、一定期間を経過後システムから削除される。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

(1) 入力欄数は50欄以下であること。

(2) 内国消費税等（地方消費税、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税を含む。）の種類が6種類以下であること。

(3) 税額、減少税額及び減少税額合計は、11桁以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②あて先官署は、入力者の営業区域内であること。

③関税等更正請求事項の訂正の場合は、関税等更正請求DBに登録されている事項登録を行った入力者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 関税等更正請求DBチェック

関税等更正請求事項の訂正の場合は、以下のチェックを行う。

①入力された更正請求番号が関税等更正請求DBに存在すること。

②関税等更正請求がされていないこと。

(4) 入力税額チェック

入力された輸入申告番号の単位で以下のチェックを行う。

①受入科目毎の関税等更正後の税額が、関税等更正請求前の税額と同額か減額していること。

②受入科目毎の関税等更正後の税額の合計が、関税等更正請求前の税額の合計より減額していること。

(5) その他のチェック

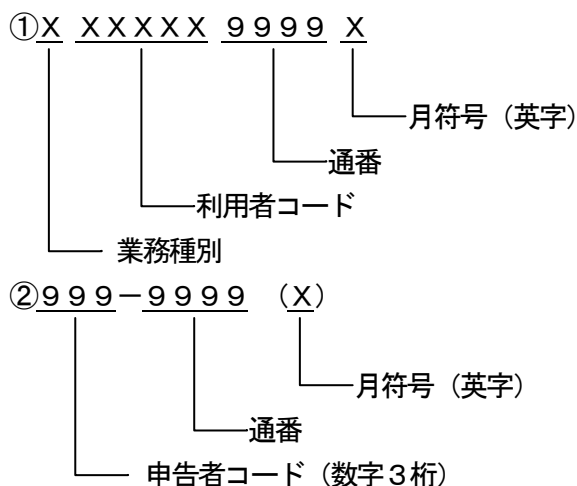
(A) 輸入申告番号は、あて先官署に対応する輸入申告番号であること。

(B) 「輸入申告番号」欄に同一の輸入申告番号が入力されていないこと。

(C) 1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

(D) 「輸入申告番号」欄に入力がある欄について、「特例申告期限日」欄に入力がある欄と入力がない欄が混在しないこと。

(E) マニュアルによる輸入申告番号は、以下の体系であること。



5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 減少税額計算処理

(A) 輸入申告番号単位の減少税額の算出

受入科目毎に「関税等更正請求前の税額の合計-関税等更正後の税額の合計」を減少税額とする。

なお、税額の合計は、100円未満を切り捨てた額とする。

(B) 減少税額合計の算出

算出された輸入申告番号単位の減少税額を関税等更正請求の受入科目毎に合計する。

(3) 更正請求番号の払出し処理

関税等更正請求事項の登録の場合は、更正請求番号を払い出す。

ただし、関税等更正請求事項の訂正の場合は、払出しは行わない。

(4) 関税等更正請求DB処理

入力内容を関税等更正請求DBに登録・更新する。

(5) 注意喚起メッセージ出力処理

1 関税等更正請求単位で地方消費税の減少税額が存在する場合で、消費税の減少税額が存在しない場合は、注意喚起メッセージを出力する。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
関税等更正請求入力控情報	なし	入力者